



平成28年 1月28日

古賀市長 中村 隆象 様

古賀市国民健康保険運営協議会
会長 小林 祥子



古賀市国民健康保険税率の改定の検討について（答申）

平成27年11月25日付古市国第1539号で諮問された標記の件について、当協議会において平成27年11月25日から平成28年1月25日まで3回にわたり慎重な審議を行ないました。

その結果について、下記のとおり答申します。

記

1. 経緯

○古賀市の国民健康保険特別会計は、単年度収支では平成22年度以降、収支不足となっていたが、前年度からの繰越金があったことで平成25年度までは最終的に収支不足は生じていなかった。

しかし、平成26年度には、単年度の収支不足が繰越金を超過することとなった。

○収支不足が生じた場合、特別会計の基本原則が独立採算であることから、一般会計からの法定外繰入を行わず、国民健康保険税の税率改定により収支均衡を図ることが基本である。

○古賀市では、平成20年度に後期高齢者医療保険制度の開始に伴う税率改定、平成22年度に資産割の廃止に伴う税率改定を行っていたが、その後は行っていない。

○本格的な高齢化の進展や医療の高度化に伴い、医療費が年々増加する一方、若年者の減少や非正規雇用の増加による若年者所得の低下により保険税収入の増加が見込めず、国保運営は、構造的な問題に直面しており、今後も保険給付費増は避けられず、収支不足が続く見込みである。

○上記経緯を踏まえると税率の引き上げはやむを得ないと考える。

2. 審議内容

○平成27年度から平成29年度の3カ年度の収支不足見込額は4億2千5百万円となっている。

国保運営の広域化が始まる平成30年度以前の2カ年度で収支不均衡を解消する場合、2億1千3百万円の税収入増が見込める税率引き上げが必要となる。

しかし、

- ・ 大幅な税率引き上げによる被保険者の負担が大きいこと。
- ・ 国民健康保険被保険者は被用者保険被保険者と比較し、低所得者の加入率が高いこと。

等から、税率引き上げはやむを得ないが、2カ年度で収支不均衡を解消する引き上げ幅は現実的ではなく、容認できかねる。

○一般会計からの法定外繰入を行わず、保険税率改定により収支均衡を図るという原則を堅持する必要があることは認識している。

しかし、平成28年度からの税率改定であることを踏まえ、平成27年度収支不足については、一定額の法定外繰入を実施し、税率引き上げ幅を緩和するよう求める。



3. 答申

上記、審議内容を踏まえて、平成28年度の国民健康保険税については、下記の税率が妥当である。

(税率改定による収納額増1億7千800万円見込み。

※平成27年度収支不足額の50%を、一般会計からの法定外繰入で対応。)

①医療給付費分

所得割 7.0%を8.5%に改定。(1.5%増)

均等割 24,000円を据え置き。

平等割 24,000円を据え置き。

②後期高齢者支援分

所得割 2.0%を3.1%に改定。(1.1%増)

均等割 7,000円を8,000円に改定。(1,000円増)

平等割 7,000円を8,000円に改定。(1,000円増)

③介護納付金分

所得割 1.7%を2.9%に改定。(1.2%増)

均等割 12,000円を13,800円に改定。(1,800円増)

4. 附帯意見

なお、附帯意見として下記の4点を申し添える。

○特定健康診査受診率の向上、被保険者の健康づくりに係る事業及び医療費適正化事業について、歳出の抑制のため、保険者として一層の努力を求める。

○国民健康保険財政の健全化を図るためにも、今後とも保険税の収納額の確保について、保険者として一層の努力を求める。

○応能割額・応益割額の比率については、地方税法において示される標準課税割合(5割・5割)にとらわれすぎず、加入者の所得状況等を勘案し、低所得者に配慮した税率を検討することを求める。

○地方単独事業による調整対象医療費分の国庫負担影響額(いわゆる波及増力カット)については、一般会計からの法定外繰入の検討を求める。